



佐賀県公報

平成16年
10月20日
(水曜日)
第 12522号

(◎印は、県例規集に登録するもの)

目次

告示

○生活保護法に基づく医療機関の指定

(六五一・地域福祉課) 一

○生活保護法に基づく訪問看護事業者の指定

(六五二・") 一

○生活保護法に基づく指定医療機関の廃止及び変更

(六五三・") 一

公告

○建設業の許可の取消処分

(建設・技術課) 二

○開発行為に関する工事の完了

(まちづくり推進課) 三

○一般国道四四四号佐賀福富道路の環境影響評価準備書

(道路課) 三

○告示

●佐賀県告示第六百五十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の医療機関を指定した。

平成十六年十月二十日

佐賀県知事 古川 康

名称	所在地	指定年月日
二宮内科医院	佐賀市兵庫南二丁目一四番一九号	平成一六・九・一三
なかおだクリニク	唐津市和多田本村二番一七―八号	平成一六・九・一七
いざわ耳鼻咽喉科クリニック	唐津市町田一七八四番地一	平成一六・九・一

原皮膚科医院	伊万里市伊万里町甲四七番地一	"
橋本病院	神埼郡神埼町大字本告牟田三〇〇五番地	平成一六・七・二八
向島診療所	東松浦郡肥前町向嶋二〇九番地	平成一六・九・一
なかみぞ歯科クリニック	唐津市和多田大土井一〇番二二号	"
溝上薬局 兵庫店	佐賀市兵庫南二丁目一四番二〇号	"

●佐賀県告示第六百五十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、同法による医療扶助のための医療を担当する機関として、次の訪問看護事業者を指定した。

平成十六年十月二十日

佐賀県知事 古川 康

- 一 指定年月日 平成十六年九月一日
- 二 申請者の名称及び主たる事務所の所在地
名称 社会福祉法人鶴丸会
所在地 伊万里市二里町八谷捌十三番地五
- 三 事業所の名称及び所在地
名称 社会福祉法人鶴丸会訪問看護ステーション
所在地 伊万里市大川町大川野千六百四十七番地

●佐賀県告示第六百五十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から廃止及び変更の届出があった。

平成十六年十月二十日

一 廃止医療機関		佐賀県知事 古川 康	
名称	所在地	廃止年月日	処分した年月日
原 医 院	伊万里市伊万里町甲四七番地一	平成一六・九・一	平成16年8月5日
橋 本 病 院	神埼郡神埼町大字本告牟田三〇〇五番地	平成一六・七・二八	平成16年8月5日
向 島 診 療 所	東松浦郡肥前町向嶋二二三番地二	平成一六・九・一	平成16年8月17日
二 変更医療機関			
名称	所在地	変更年月日	処分した年月日
新 あざりメンタルクリニック	佐賀市水ヶ江二丁目一番七号	平成一六・八・一	平成16年8月17日
旧 久原クリニック	佐賀市長瀬町五番五四号	平成一六・八・一〇	平成16年8月17日
佐賀県看護協会訪問看護ステーション			
新	佐賀市長瀬町五番五四号	平成一六・八・一〇	平成16年8月17日
旧	佐賀市成章町五番二一〇号	平成一六・八・一〇	平成16年8月17日
○ 公 告			
建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項の規定に基づく建設業の許可の取消しに係る処分(同項第4号に該当するものに限る。)を行ったので、同法第29条の5第1項の規定により次のとおり公告する。			
平成16年10月20日			
佐賀県知事 古川 康			
被処分者の商号又は営業名称及び主たる所の所在地	被処分者の代表者の氏名及び許可番号	取り消した許可の内容	建設業法第12条の規定による届出のあった年月日
株式会社ヤマテエンジニアリング業 東松浦郡相知町相知3044番地1	山口 直行 佐賀県知事許可(般-12)第7444号	建築一式工事業、左官工事業及びび・土工工事業に関する一般建設業の許可	平成16年8月6日
有限会社山富建設 西松浦郡有田町中部丙3878番地2	山口 富男 佐賀県知事許可(般-13)第7667号	土木一式工事業、建築一式工事業、とび・土工工事業、舗装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可	平成16年7月29日
山口鉄筋 伊万里市二里町大里甲2736番地	山口 進 佐賀県知事許可(般-12)第8539号	鉄筋工事業に関する一般建設業の許可	平成16年7月30日
株式会社タケシタ 武雄市武雄町大字武雄5896番地2	池田 順秀 佐賀県知事許可(般-13)第3789号	内装工事業に関する一般建設業の許可	平成16年8月16日
株式会社江里口造園 佐賀市嘉瀬町十五15番地61番地	江里口 治亀 佐賀県知事許可(般-14)第8094号	管工事業に関する一般建設業の許可	平成16年8月4日

平成16年 9月3日	林重機 三養基郡基山町大字 小倉1335番地6	林 弘幸 佐賀県知事許可 (般-14) 第9831号	土木一式工事業に 関する一般建設業 の許可	平成16年8月 19日
平成16年 9月6日	山晃電気 小城市小城市261番 地7	山田 耕 佐賀県知事許可 (般-12) 第9477号	電気工事業に関す る一般建設業の許 可	平成16年8月 2日
平成16年 9月14日	椿原造園 唐津市元旗町795番 地	椿原 巖 佐賀県知事許可 (般-11) 第1614号	造園工事業に関す る一般建設業の許 可	平成16年8月 12日
平成16年 9月15日	コスモ建設 唐津市竹木場5624番 地1	田中 高幸 佐賀県知事許可 (般-13) 第8787号	土木一式工事業に 関する一般建設業 の許可	平成16年8月 18日

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、開発行為
に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成16年10月20日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
三養基郡上峰町大字堤字四本谷1940番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡県大野城市白木原一丁目4番16号
株式会社ホームン

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第14条の規定により、一般国道444
号佐賀福富道路の環境影響評価準備書を作成したので、同法第16条及び第17条
の規定により、次のとおり公告します。

平成16年10月20日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 事業者の氏名及び住所
佐賀県知事 古川 康
佐賀県佐賀市内一丁目1番59号
- 2 対象事業の名称、種類及び規模
一般国道444号佐賀福富道路
道路
延長約10キロメートル
- 3 対象事業が実施されるべき区域
(自) 佐賀県佐賀市嘉瀬町
(至) 佐賀県杵島郡福富町福富
- 4 関係地域の範囲
佐賀県佐賀市、佐賀郡久保田町、小城市芦刈町及び杵島郡福富町
- 5 準備書の縦覧の場所、期間及び時間
(1) 縦覧場所
ア 佐賀県交通政策部道路課、佐賀土木事務所及び武雄土木事務所
イ 佐賀市建設部都市政策課
ウ 久保田町建設下水道課
エ 芦刈町建設課
オ 福富町農村建設課
(2) 縦覧期間
平成16年10月20日 (水) から平成16年11月19日 (金) まで。ただし、土
曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規
定する休日を除きます。
- (3) 縦覧時間
8時30分から17時まで
- 6 意見書の提出

環境影響評価準備書について環境の保全の見地から意見を有する者は、意見書の提出によりこれを述べることができません。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 意見書の提出期限

平成16年10月20日（水）から平成16年12月3日（金）まで

(2) 意見書の提出先

佐賀県交通政策部道路課

郵便番号840-8570 佐賀市城内一丁目1番59号

(3) その他意見の提出に必要な事項

意見書には次に掲げる事項を記載してください。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見及びその理由（日本語により記載すること）。

8 説明会を予定する日時及び場所

準備書の記載事項に関する説明会を次のとおり開催します。

(1) 日時 平成16年11月17日（水）午後7時30分から

場所 佐賀市嘉瀬町大字扇町2624番地21 嘉瀬公民館

(2) 日時 平成16年11月16日（火）午後7時30分から

場所 佐賀郡久保田町大字新田3323番地3

久保田町農村環境改善センター 視聴覚室

(3) 日時 平成16年11月15日（月）午後7時30分から

場所 小城郡芦刈町大字三王崎349番地

芦刈町農村環境改善センター 大会議室

(4) 日時 平成16年11月16日（火）午後7時30分から

場所 杵島郡福富町大字福富3451番地